

インフルエンザ定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことと、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

○ 2017-2018シーズンの総括：

2017-2018 シーズン

ズンは、47週で流行開始の指標1を超えて、51週で注意報レベル（10以上）となり、第3週から警報レベル（30以上）となりました。第5週（1/29-2/4）がピーク（54.33）で、その後、減少して、第7週、第8週、第9週、第10週と注意報レベルでしたが、第11週で流行レベルとなりました。第18週で1未満となりましたので、2017-2018シーズンの流行レベルは第17週までで終了しました。

* 2017-2018シーズンの国立感染症研究所の公表は、第19週までで終了していましたが、2018-2019シーズンとして、第47週より、国立感染症研究所ホームページでの公表が再開されました。

○ 2018-2019シーズンの定点報告：

2019年第15

週（4/8-4/14）の定点当たり報告数は1.67（患者報告数8,282）となり、第14週（4/1-4/7）の定点当たり報告数1.46（患者報告数7,227）より増加しました。

2018年第49週の定点当たり報告数が、2018/2019年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である1.00を上回り、その後増加しています。52週で注意報レベルの流行、2週以降警報レベルの流行になっています。4週が、全国、長崎県、長崎市とともにピークと考えられます。流行のレベルは、2-5週が警報レベルでしたが、6週以降注意報レベル（10以上）となり、8週以降流行レベルとなっております。

都道府県別では秋田県（7.09）、青森県（4.26）、沖縄県（3.98）、福島県（3.49）、石川県（3.29）、山形県（3.28）、宮城県（3.09）、新潟県（2.87）、岩手県（2.69）、鳥取県（2.62）、長崎県（2.53）、長野県（2.47）、香川県（2.26）の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の5週間（2019年第11～15週）ではAH3亜型（64%）、AH1pdm09（20%）、B型（16%）の順となりました。

詳細は国立感染症研究所ホームページ

（<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>）を参照して下さい。

○2018-2019シーズン 長崎市、長崎県の定点報告状況：

第15週（4/8-4/14）のインフルエンザ報告は、長崎市（1.18）、長崎県（2.53）で、第14週（4/1-4/7）長崎市（1.47）、長崎県（2.43）と比較すると、長崎市は減少し、長崎県は増加しておりました。

長崎市は50週で、長崎県は、49週で流行開始レベルの指標1を超えるました。

その後、長崎市は、51週で注意報レベルの流行に入りました。

2-5週は、長崎市、長崎県とともに警報レベルの流行となっていましたが、6-8週が長崎市、長崎県とともに注意報レベルの流行となり、9週以降流行レベル（1以上）となりました。

◎長崎県のインフルエンザ報告が、6週より警報レベルから注意報レベルに減少し、9週から流行レベルとなりましたが、今後も注意が必要な状況が続いているります。

（長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

